民訴法 118 条 3 号の要件を具備しない懲罰的損害賠償の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について、判決国で強制執行により一部債権が消滅した場合の、わが国における執行判決の範囲

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和 3 年 5 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 170 号、令和 2 年（オ）第 135 号
【事　件　名】 執行判決請求、民訴法 260 条 2 項の申立て事件
【裁 判 結 果】 一部棄却、一部破棄
【参 照 法 令】 民事訴訟法 118 条、民事執行法 22 条・24 条
【掲　載　誌】 民集 75 巻 6 号 2935 頁、裁時 1768 号 25 頁、判時 2503 号 9 頁、判タ 1489 号 36 頁、金判 1625 号 2 頁、金判 1629 号 20 頁、金法 2183 号 87 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25571523

名古屋大学教授 **村上正子**

事実の概要

Ｘ（外国訴訟原告、執行判決請求訴訟原告、被上告人）はカリフォルニア州所在の飲食店会社、X_1 及び X_2 はその代表者（以下、Ｘら）であり、Ｙ（外国訴訟被告、執行判決請求訴訟被告、上告人）は日本の不動産会社である。Ｘらは、平成 25 年 3 月、ＹがＸのビジネスモデル、企業秘密等を領得したなどと主張して、Ｙほか数名に対して損害賠償請求訴訟をカリフォルニア州オレンジ郡上位裁判所（以下「本件外国裁判所」という。）に提起した。本件外国裁判所は、平成 27 年 3 月 20 日、Ｙに対し、補償的損害賠償として約 18 万 5000 米国ドル及び訴訟費用として約 520 米国ドル、見せしめと制裁のために懲罰的損害賠償として 9 万米国ドル並びにこれら元本に対する利息（以下、利息については省略）をＸらに支払うよう命ずる判決（以下「本件外国判決」という。）を言い渡し、本件外国判決はその後確定した。

本件外国裁判所は、同年 5 月、Ｘらの申立てにより、本件外国判決に基づく強制執行として、Ｙがその関連会社に対して有する債権等をＸらに転付する旨の命令（以下「本件転付命令」という。）を発付し、Ｘらは同年 12 月、これに基づき、約 13 万 5 千米国ドルの弁済（以下「本件弁済」という。）を受けた。なお、Ｘらは、本件弁済が本件外国判決に係る債権の元本に充当されたものとして、上記元本からこれを控除することを認めている。

その後Ｘらは、Ｙに対する本件外国判決を日本で執行するために、民事執行法 24 条に基づき、本件外国判決のうち、Ｙに対して残額の約 14 万米国ドルの支払を命じた部分についての執行判決を求める訴訟を、大阪地方裁判所に提起した。第一審（大阪地判平 28・11・30 民集 73 巻 1 号 17 頁）は、懲罰的損害賠償を除いた部分から本件弁済を控除した残額についてのみ、Ｘの執行判決請求を認容した。これに対して控訴審（大阪高判平 29・9・1 民集 73 巻 1 号 27 頁）は、本件外国判決が手続的公序に反するとしてＸらの請求を棄却したが、上告審（最判平 31・1・18 民集 73 巻 1 号 1 頁）は差戻しを命じた。差戻控訴審（大阪高判令元・10・4 金判 1625 号 9 頁）は要旨次のとおり判断し、Ｘらの請求を認容した。

本件外国判決のうち懲罰的損害賠償として 9 万米国ドル及びこれに対する利息の支払を命じた部分（以下「本件懲罰的損害賠償部分」という。）は、民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序に反するものであるが、カリフォルニア州において本件懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在することまで否定されるものではないから、本件外国裁判所の強制執行手続においてされた本件弁済は、同州においては、上記債権を含む本件外国判決に係る債権の全体に充当されたとみるほかない。そして、本件外国判決の認容額から本件弁済の額を差し引いた残額は、本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償を除く部分に係る債権の額を超えないから、

上記残額の債権の行使を認めても公の秩序に反しない。したがって、本件外国判決のうち上記残額に係る部分についての執行判決をすることができる。

これに対するYの上告受理申立てが認められたのが本件である。

判決の要旨

一部破棄自判、一部棄却。

「(1) 民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分(以下「懲罰的損害賠償部分」という。)が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることはできないというべきである。

なぜなら、上記の場合、懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることはできず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、上記弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はないからである。

(2) 前記事実関係によれば、本件弁済は、本件外国判決に係る債権につき、本件外国裁判所の強制執行手続においてされたものであるが、本件懲罰的損害賠償部分は、見せしめと制裁のためにカリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じたものであり、民訴法118条3号の要件を具備しないというべきであるから(最高裁平成5年(オ)第1762号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁参照)、本件弁済が本件懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして本件外国判決についての執行判決をすることはできない。そして、本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分は同条各号に掲げる要件を具備すると認められるから、本件外国判決については、本件弁済により本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分に係る債権が本件弁済の額の限度で消滅したものとして、その残額である5万0635.54米国ドル及びこれに対する利息の支払を命じた部分に限り執行判決をすべきである。」

判例の解説

一　本判決の意義

本件は、懲罰的損害賠償と補償的損害賠償の支払を命じる外国判決から、外国における債権執行による弁済金額を控除した残部について、執行判決を求める訴訟が提起された事案である。最高裁は、懲罰的損害賠償部分は公序に反し効力を有しない以上、弁済の効力を判断するにあたって、当該部分に係る債権が存在するとみることはできず、本件弁済がこの債権に充当されるということもあり得ないから、本件弁済が懲罰部分に係る債権に充当されたものとして執行判決をすることはできない、と判断した。これまでも、外国判決の一部についてのみ執行判決を求めた事例[1]や、外国判決確定後の弁済や相殺の抗弁が主張された事例[2]はあったが、外国判決に、日本では公序違反とされてきた懲罰的損害賠償の支払を命じる部分が含まれていたという本件の特殊事情が、問題状況を複雑化し、判例の評価も多岐にわたっている[3]。本判決は、これまであまり議論されることのなかった、外国における執行による債権消滅の効力について、初めての最高裁の判断であるが、その理由付け及び結論双方に疑問がある。

二　外国判決承認・執行制度の趣旨

1　外国判決不承認の効果

本判決は、「懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることはできず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはない」としたが、読み方によっては、当該外国における債権の不存在を意味しているようにも読めることから、厳しい批判にさらされる結果となった[4]。外国判決の承認とは、民訴法118条各号の承認要件を満たした外国判決の効力が、日本に拡張されることを意味する[5]。反対に、外国判決の不承認とは、当該外国判決の効力が日本には拡張されず、日本では効力を有しないことを意味する[6]。外国で訴えられた被告が

応訴するか否かの判断をする際、判決が出たときに日本で承認されるかどうかが一つの目安になり、日本にある財産への執行は、当該判決が承認されなければ認められないので、わざわざ費用と労力をかけて外国で応訴する必要はないと判断することがある[7]。他方で、不承認となった場合でも、当該外国においては有効であり、それに基づいてなされた強制執行も有効である。したがって、外国で提訴された被告が、外国に財産があるにもかかわらず応訴をしないという選択をした場合には、外国にある財産はあきらめる、ということを前提にしているはずである。

外国判決の不承認が、それに係る債権の実体的不存在を意味するかのような本件判旨は、上述のような従来の承認・執行制度の根本的な考え方と矛盾するものであり、そのような読み方が誤解であるならば[8]、より正確な表現をするべきであった[9]。

2　公序要件の意義

本判決が、萬世工業事件判決[10]を引用し、懲罰的損害賠償を命じた部分を当然のように一律公序違反とした点にも疑問がある。外国判決を承認・執行するという制度自体が、世界各国の多元的な法的正義感を前提としているのであり、民訴法118条3号の公序違反を理由に承認・執行を拒絶するのは、それがわが国の法秩序にとって非常に耐え難い結果をもたらす場合に限定されるべきである[11]。懲罰的損害賠償を命じる判決の承認・執行については、それに含まれ得る多様な機能を重視し、承認可能性を肯定する見解もかねてから有力である[12]。加えて、近時の国内及び国際的な議論状況の変化[13]も踏まえると、懲罰的損害賠償という費目名にかかわらず、個別の事案におけるその実質的機能を検討する必要があった[14]。

三　外国における弁済の効果

仮に、本判決が、懲罰的損害賠償を命じた債務が判決国においては有効に存在することを前提としていたとしても[15]、わが国で当該債務が不存在であることから、判決国における弁済が当該債務（債権）に充当されないという帰結が、当然に導かれるわけではない[16]。本来この問題は、外国における弁済による債権消滅の効果の問題であるが、この点については、差戻控訴審も最高裁も、十分に説明しているとは到底いえない。

この問題については、本判決を契機に広く議論されるようになったが、①強制執行を弁済と区別して、国家による執行行為の承認の問題ととらえる見解と、②強制執行と弁済を区別せず、外国判決後の債権消滅という効果に着目し、外国判決後の事情変更として処理する見解とがある。

本判決がこの問題をどのように考えていたか、判旨からは必ずしも明らかではないが、調査官解説は、Xが、カリフォルニア州における転付命令の第三債務者から弁済金を受領したときに、その額について本件外国判決に係る債権が弁済されたことになり、同額の限度で債権が消滅し、この効力がわが国で承認できるかの問題であるとしたうえで、本判決は、転付命令の効力が承認され、わが国でも債権消滅の効力を有すること（①の見解）を前提としているとする。そして、債権消滅の効力をわが国において外国判決が効力を有している部分に限定し、残部についてのみ執行判決が許容される、と説明する[17]。他方で本判決の評釈においては、①の見解の中でも、承認要件及び債権消滅の効力の範囲については見解が分かれる。民訴法118条と同様の要件で承認の可否を判断したうえで、弁済の効果を準拠法に従って判断すべきとする見解[18]、間接管轄及び公序要件のもとで承認の可否を判断し、債権消滅の効果の範囲については、判決国における訴訟上の効力が承認国に拡張されるが、自動承認の原則を介し、外国判決の既判力は承認された範囲で日本に拡張される結果、日本で承認された総額の範囲で、外国の執行行為による債権消滅を検討するとする見解[19]、強制執行行為の承認としたうえで、充当先が元本か利息かが問題となっているに過ぎない本件では、承認の対象は弁済金の支払までであり、日本法・手続の立場としては、日本で予定される執行判決に係る債権の額から弁済額を引いた残額のみが執行判決認容となるとする見解[20]である。

これらの見解は、執行判決請求訴訟の対象である当該外国判決の承認要件としての公序の問題と、外国における債権消滅の効果の問題を明確に区別するという点で共通しているのに対して、本判決はその点を区別していないように思われる。また、承認の効果についても、執行行為を承認しておきながら、わが国で認められる債権のみを対象として、そこから弁済額を控除する方法は妥当

ではない。執行判決請求訴訟は、外国判決が内国において効力を有し、それに基づく強制執行を許容することができるかどうかを審理するものであるが[21]、懲罰的損害賠償が公序に反するゆえに内国で効力を有しない結果として強制執行を許容しないことと、外国において既に債権が消滅しているゆえに内国での強制執行の実施を回避することとは、明確に区別するべきである[22]。

他方で②の見解は、懲罰的損害賠償債務を自然債務として処理し、判決国での一部弁済を補償部分と懲罰部分に同率で充当する扱いを主張する[23]。債権消滅は本来であれば請求異議訴訟で主張されるべき事由であるが、判例・通説は、これを執行判決請求訴訟において抗弁として主張することを認めている[24]。ただ、この場合であっても、準拠法あるいは執行国における取り扱いに従って債権消滅の範囲（弁済の充当性）を考えればよく、懲罰的損害賠償の内国における効力の有無（反公序性）は考慮されるべきではないという点に注意する必要がある[25]。

①、②いずれの見解によっても、まずは判決国における充当関係を明らかにする必要がある[26]。当事者間の合意や、任意弁済の場合には当事者の合理的意思も考慮したうえで、場合によっては、日本では公序違反として効力を認められない懲罰的損害賠償部分に弁済金を充当することを受け入れることもあり得る。本件のように充当関係が不明な場合には[27]、日本で執行を求める債権者の合理的意思を尊重し、本件外国判決の認容額全体から弁済額を控除し、残部について執行判決を認めるのが、外国判決承認・執行制度の趣旨に沿うものと考える。

●――注

1）最判平 26・4・24 民集 68 巻 4 号 329 頁。

2）弁済について東京地判平 23・3・28 判タ 1351 号 241 頁、相殺について東京地判平 25・4・26LEX/DB25512252 等。

3）本判決の評釈としては、鷹野旭・ひろば 2021 年 12 月号 58 頁、多田望・新・判例解説 Watch（法セ増刊）30 号 329 頁、横溝大・判例秘書ジャーナル文献番号 HJ100130、道垣内正人・令和 3 年度重判解（ジュリ 1570 号）262 頁、渡辺惺之・ジュリ 1566 号 174 頁、芳賀雅顯・判例秘書ジャーナル HJ100135、酒井一・JCA69 巻 4 号 46 頁、中本香織・令和 3 年度重判解（ジュリ 1570 号）116 頁がある。

4）道垣内・前掲注 3）263 頁、横溝・前掲注 3）6 頁。

5）兼子一原著『条解　民事訴訟法〔第 2 版〕』（弘文堂、2011 年）641 頁。

6）酒井・前掲注 3）48 頁、多田・前掲注 3）330 頁及び注 11 参照。

7）小林秀之＝村上正子『新版国際民事訴訟法』（弘文堂、2020 年）143 頁。

8）多田・前掲注 3）332 頁注 15 参照。

9）判決国でも懲罰的損害賠償債権を不存在とすると、日本での不当利得返還請求を許容することになるのか、という別の問題を生じ得る。この問題については、芳賀雅顯「外国判決不承認による不当利得」加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀祝賀）』（信山社、2019 年）339 頁以下を参照。

10）最判平 9・7・11 民集 51 巻 6 号 2573 頁。

11）小林＝村上・前掲注 7）157 頁。

12）小林秀之＝吉田元子「判批」NBL630 号 46 頁、春日偉知郎「判批」ジュリ 1046 号（1994 年）290 頁。

13）渡辺・前掲注 3）176 頁、芳賀・前掲注 3）8 頁、多田・前掲注 3）331 頁ほか参照。

14）渡辺・前掲注 3）177 頁は、本判決が最判平成 9 年の先例としての適用解釈を再検討する機を逃したとする。

15）中本・前掲注 3）116 頁。

16）酒井・前掲注 3）48 頁は、懲罰的損害賠償判決の不承認から、訴訟物である給付請求権の部分的不存在を帰結する最高裁の判示には論理の飛躍があるとする。

17）鷹野・前掲注 3）59 頁。

18）横溝・前掲注 3）5 頁以下。石黒一憲『現代国際私法 上』（東京大学出版会、1986 年）471 頁以下、特に 490 頁と同旨。

19）芳賀・前掲注 3）9 頁以下参照。この見解は、本件最高裁判決の結論を妥当とする。

20）多田・前掲注 3）331 頁。

21）伊藤眞＝園尾隆司編集代表『条解民事執行法』（弘文堂、2019 年）209 頁［今津綾子］。

22）例えば、原告が当初から補償部分のみについて執行判決を求めた場合、懲罰的損害賠償を命じた部分は執行判決の対象ではないので、公序違反は問題にならない（前掲最判平 26・4・24 参照）。判決国における強制執行や弁済により債権が消滅している場合には、その弁済の効果を準拠法によって判断すれば足り、公序違反が問題となる本件とで取扱いが異なるのは妥当ではない。

23）渡辺・前掲注 3）177 頁。

24）前掲東京地判平 23・3・28、前掲東京地判平 25・4・26、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院、2016 年）184 頁、芳賀・前掲注 3）9 頁。

25）渡辺・前掲注 3）177 頁。

26）酒井・前掲注 3）49 頁参照。

27）酒井・前掲注 3）50 頁は証明責任を基準として処理する方法を示唆する。また、道垣内・前掲注 3）263 頁も参照。